

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
休む日、
翌日と
する)

目 次

◇ 告 示 字の区域の変更(地方課)

土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定(二件)(農村整備課)
土地収用法による事業の認定(管理課)
都市計画の変更に係る図書の縦覧(都市計画課)

告 示

鳥取県告示第百二十九号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、淀江町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第

十九条第二項の規定による認証の日からその効力を生ずる。

平成四年二月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する 字の名称	同上の区域(平成三年十一月二十日現在の地番による。)
大字今津字狐塚	大字今津字狐塚の全域 大字今津字向田三五一の一、三五一の四、三五三の一、三五三の二と一体をなす国有地の一部
大字今津字岸ノ前	大字今津字岸ノ前の全域 大字今津字向田三五二の二の一部及びこれと一体をなす国有地並びに三五一の一と一体をなす国有地の一部
大字今津字王地	大字今津字王地の全域 大字今津字濱田二七八の七、二七九の三、二七九の四及びこれらと一体をなす国有地の一部
大字今津字金友	大字今津字金友のうち二六二、二六二の四、二六二の一四、二六二の一五及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字今津字濱田	大字今津字濱田のうち二七八の七、二七九の三、二七九の四、二九六の一及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域 大字今津字金友二六二の一四、二六二の一五 大字淀江字八軒町九八四の一、九八四の八と一体をなす国有地

<p>大字淀江字八軒町</p>	<p>大字淀江字八軒町のうち九八四の一、九八四の八と一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字淀江字長町</p>	<p>大字淀江字長町のうち八七三の一から八七三の四まで、九〇一の五、九〇一の一〇、九二六の一から九二六の五まで、九二七の一、九二七の三から九二七の五まで、九二八の一、九二九の一から九二九の三まで、九二九の五、九二九の六、九三一の一から九三一の六まで、九三一の二七、九三一の二八、九三一の三〇、九三一の四二から九三一の四七まで、九三一の五二、九三一の五三、九三一の五七から九三一の六一まで、九三一の七四から九三一の七七まで、九三一の七九、九三一の八〇、九三一の九三、九三一の九四、九三一の一〇五、九三一の一〇六、九三一の一〇八から九三一の一〇一〇まで、九三一の一一五、九三一の一八から九三一の一三まで及びこれらと一体をなす国有地並びに八八〇の五、八八五の一、八八六の一、八八六の二と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字今津字村内</p>	<p>大字今津字村内のうち三九四の一、三九五の一、三九五の三、三九七の一、三九八の一、三九八の三から三九八の六まで、三九八の八から三九八の二六まで、三九八の三〇から三九八の三七まで及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字今津字向田</p>	<p>大字今津字向田のうち三五二の二の一部及びこれと一体をなす国有地並びに三五一の一、三五一の四、三五三の一、三五三の二と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字今津字濱田二九六の一 大字今津字村内三九四の一、三九五の一、三九五の三、三九七の一、三九八の一、三九八の三から三九八の六まで、三九八の八から三九八の二六まで、三九八の三〇から三九八の三七まで及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>

<p>大字淀江字長町八七三の一から八七三の四まで、九〇一の五、九〇一の一〇、九二六の一から九二六の五まで九二七の一、九二七の三から九二七の五まで、九二八の一、九二九の一から九二九の三まで、九二九の五、九二九の六、九三一の一から九三一の六まで、九三一の二七、九三一の二八、九三一の三〇、九三一の四二から九三一の四七まで、九三一の五二、九三一の五三、九三一の五七から九三一の六一まで、九三一の七四から九三一の七七まで、九三一の七九、九三一の八〇、九三一の九三、九三一の九四、九三一の一〇五、九三一の一〇六、九三一の一〇八から九三一の一〇一〇まで、九三一の一一五、九三一の一八から九三一の一三まで及びこれらと一体をなす国有地並びに八八〇の五、八八五の一、八八六の一、八八六の二と一体をなす国有地の一部</p>	<p>大字今津字金友二六二、二六二の四及びこれらと一体をなす国有地</p>
---	---------------------------------------

鳥取県告示第百三十号

河原町が行う土地改良事業に係る先城地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の第二項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成四年二月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成四年二月十五日から二十一日間

三 縦覧に供する場所

河原町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百三十一号

岩美町が行う土地改良事業に係る口野谷東地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成四年二月十四日

鳥取県知事 西 尾 呂 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成四年二月十五日から二十一日間

三 縦覧に供する場所

岩美町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百三十二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成四年二月十四日

鳥取県知事 西 尾 呂 次

一 起業者の名称

中山町

二 事業の種類

「ふるさとフォーラムなかやま」建設事業

三 起業地

1 収用の部分 西伯郡中山町赤坂字鷺谷、字中鷺谷、字ササガケ、字

下ササガケ、字ノットメ山及び字御墓ノ峯地内

2 使用の部分 なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

中山町役場

鳥取県告示第百三十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、米子境港都市計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成四年二月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

米子境港都市計画用途地域

二 都市計画の変更に係る土地の区域

1 第二種住居専用地域

変更する部分

境港市上道町、上道町字川岸、字大敷浜、字小川尻、字川尻谷、字本川尻、字山中、字打明、字一本木、字勝負仕山、字湯郷居、字横枕、字鏡田、字横土手及び字西荒山、芝町字兵田地及び字下横枕、米川町、蓮池町並びに馬場崎町
削除する部分

境港市上道町字白浜及び元町

2 住居地域

追加する部分

境港市上道町字一本木、字打明、字山中、字小川尻、字湯郷居、字本川尻、字川尻谷、字白波、字川岸、字大敷浜、字鏡田、字横枕字横土手及び字西荒山、芝町字兵田地及び字下横枕、米川町、蓮池町、外江町字西方の川、字中道、字上大沢、字狐堀、字渡道、字字計、字大沢木下、字西原灘、字原、字桑木原、字下米山、字上道灘、字道正堀及び字千本小松並びに渡町字大下、字狐塚、字下千本松、字八幡灘、字八幡、字千法講松及び字上千本小松
変更する部分

境港市上道町字勝負仕山、元町、馬場崎町並びに外江町字寺屋敷南

通

3 準工業地域

追加する部分

境港市外江町字大沢木下、字六郎江内堀、字廻沢、字下米山、字千本小松、字上米山、字上廻沢及び字字計並びに渡町字東米山

4 工業地域

変更する部分

境港市外江町字西方の川、字西原灘、字千本小松及び字上米山並びに渡町字八幡灘及び字上千本小松
削除する部分
境港市外江町字寺屋敷南通、字中道、字上大沢、字狐堀、字渡道、字字計、字原、字桑木原、字沢木下、字下米山、字六郎江内堀、字廻

三
縦覧場所

沢、字上道灘、字道正堀及び字上廻沢並びに渡町字大下、字狐塚、字
下千本松、字八幡、字千法講松及び字東米山

鳥取市東町一丁目二二〇

鳥取県土木部都市計画課